

3 中学生以上の心身障がい児の医療費も助成します

平成29年1月1日から、心身障がい児の医療費助成を開始いたします。この事業は、平成28年度当初予算において予算化しておりましたが、今年8月に県内市町村で変更された未就学児と妊産婦の医療費助成の申請・支払い方法（受給者負担額のみ窓口で支払い）に対応するシステム改修を行ったのちに、今回の医療費助成のシステム改修を進めましたので、11月1日からの受給者証の交付申請受け付け、翌1月1日からの医療費助成開始となります。

これまで重度の障がいがある方（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級等に相当する方）を対象とした医療費助成制度はありましたが、中・軽度の障がいがある児童を対象とした医療費助成制度はありませんでした。しかし、中・軽度の障がいがある児童の保護者も医療費の負担が大きいことから、医療費助成の対象を中・軽度の障がいがある児童へ拡大し、心身障がい児の保護者が安心して子育てができる環境の充実を図ります。

○対象者

花巻市に住所を有する18歳に達する日以後最初の3月31日までの人で、身体障がい者手帳3級～6級、療育手帳B、精神障がい者保健福祉手帳1～3級、特別児童扶養手当2級のいずれかに該当する人。

現在、医療費を助成している乳幼児医療費、小学生医療費、ひとり親家庭医療費や、重度心身障がい者医療費に加えて、今回、おもに中学生以上の中・軽度の障がいがある児童を対象にした医療費助成を開始いたします。

○所得制限

保護者の方の所得額（収入額から必要経費を差し引いた金額）が、次の限度額を超えている場合は対象外となります。

（単位：千円）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	以下、扶養親族等の数が1人増えるごとに213千円が増額されます。
所得額限度額	6,637	6,886	7,099	7,312	

（重度心身障がい者医療費助成事業と同じ基準となります）

○助成内容

医療機関などの窓口でいったん医療費を支払っていただきますが、後日医療費の一部負担金をお支払いいたします。医療費には、入院時食事代や文書料、予防接種、健康診断などの医療保険の対象とならない費用は含まれません。助成する金額は以下のとおりです。

- (1) 医療費の一部負担金から、医療機関ごとひと月につき、入院外750円、入院2,500円を控除した額
- (2) 保護者の方が市民税非課税である場合は医療費の一部負担金全額

○受給者証の交付申請手続

助成を受けるためには、心身障がい児医療費受給者証が必要です（医療機関で示す必要があります）。対象者の保険証、印鑑、保護者名義の預金通帳のほか、受給資格を確認できるもの（障がい者手帳や特別児童扶養手当証書など）をお持ちのうえ、本庁国保医療課、各総合支所市民サービス課の窓口で交付申請手続きをしてください。申請は11月から受け付けます。